

## 令和元年台風第19号に係る 宅地内に堆積した土砂混じりがれき撤去事業の実施について

### 目 的

令和元年台風第19号により宅地内に流入し堆積した土砂混じりがれきについて、生活環境保全上の支障及び二次災害等の公益上重大な支障の除去並びに被災者の生活再建支援を図るため、所有者等からの申請に応じて市が所有者等に代わって撤去を実施するもの。

### 対象者等

対象の土地 令和元年台風第19号により土砂混じりがれきが流入し堆積した市内の宅地内（居住の用に供する家屋のある土地に限る。）

対 象 者 民有宅地等を所有する個人又は中小企業法第2条第1項 に規定する中小企業者

#### 中小企業法第2条第1項

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

### 撤去費用

無料（宅地内の土砂混じりがれきの撤去に係る費用は市が負担）

### 期 間

令和元年10月18日（金）から令和2年3月31日（火）まで

### 受付場所・日時

受付場所 津久井土木事務所（津久井総合事務所別館2階）  
津久井土木事務所相模湖班（相模湖総合事務所1階）  
津久井土木事務所藤野班（藤野総合事務所3階）

受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時までは受付を行っておりません。）

10月18日（金）～31日（木）までは、土日・祝日も受付を行います。

11月 1日（金）以降は、申請状況に応じて改めてお知らせいたします。

### 手続きのおおまかな流れ

